日本農業気象学会東北支部会則

昭和30年 4月 1日 実 施 昭和31年12月19日 一部改正 昭和35年12月22日 同 昭和37年12月 4日 同 昭和39年 1月31日 改 正 昭和42年 1月27日 一部改正 昭和45年12月19日 同 昭和49年 9月13日 同 昭和53年10月28日 同 同 昭和59年 9月27日 平成 2年 8月28日 同 同 平成 8年10月 7日 平成12年 7月27日 同 平成14年 7月31日 同 平成19年11月 8日 改正 平成22年 8月20日 改正 平成23年11月 7日 改正 平成24年11月 1日 改 正

第1章 総 則

- 第1条(名称):本会は、日本農業気象学会会則(以下、本部会則)第3章第7条に基づき、日本農業気象学会東北支部とする。
- 第2条(目的):本会は日本農業気象学会の趣旨に則り、東北における農業気象学の進歩、知識の向上並びに農業気象学を活用した農林水産業の振興と発展をはかることを目的とする。
- 第3条(事務局):国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センター水田輪作研究領域内におく。

第2章 事 業

- 第4条(事業):本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 農業気象についての研究発表会、講演会、談話会などの開催。
 - (2) 機関誌「東北の農業気象」の発行。
 - (3) その他必要と認める事業。
- 第5条(事業年度):本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終 わる。

第3章 会員

- 第6条(会員):本会の会員は、本部会則に基づき東北支部に所属する日本農業気象学会会員(以下、本部会員)ならびに支部会員、賛助会員、名誉会員とする。
 - (1) 支部会員は本会の趣旨に賛同し、入会した者。

- (2) 賛助会員は本会の目的に賛同する個人または団体で別に定めるところによる。
- (3) 本会の発展に著しい貢献をした者のうち評議員会が推薦し総会が承認した者を名誉会員とする。

第4章 役 員

第7条(役員):本会に次の役員をおく。

支部長 1名 評議員 若干名 監査 2名 幹事 若干名 第8条(任務):

- (1) 支部長は支部の会務を総理し支部を代表する。
- (2) 評議員は評議員会を構成し重要な会務を評議決定する。
- (3) 監査は本会の会計を監査する。
- (4) 幹事は支部長の命を受け本会の事務を執行する。

第9条(選出):

- (1) 支部長は評議員会が選出し、総会に報告する。
- (2) 評議員は本部会員ならびに東北地方在住の支部会員のうちから選挙により 各県ごとに決める。東北地方に在住しない支部会員は評議員選挙権および被選 挙権を有しない。各県ごとの評議員定数は、選挙年の前年度末における各県の 会員数に依り、以下のとおりとする。
 - 1) 会員 1 0 名未満: 定数 1
 - 2) 会員 1 0 名以上 2 0 名未満:定数 2
 - 3) 会員 2 0 名以上 3 0 名未満: 定数 3
 - 4) 会員 3 0 名以上: 定数 4

選出された評議員のうちから本部会則に基づく本部理事ならびに本部評議員を互選する。

- (3) 監査は支部長が会員の中から2名を委嘱する。
- (4) 幹事は支部長が会員の中から委嘱する。

第10条(任期):役員の任期は2年とし、重任を妨げない。

第11条(解任):役員または顧問が東北地方を離れた場合には自然解任となる。

第5章 顧 問

第12条(顧問):本会に顧問をおくことができる。顧問は支部長が委嘱する。

第6章 会 議

第13条(会議):本会には総会と評議員会をおく。

- (1)(総会):年1回開催し支部長が招集する。但し臨時に招集することができる。
- (2) (評議員会): 必要に応じ支部長が招集する。幹事は評議員会に出席し発言することができる。

第7章 会 計

第14条(会計年度):本会の会計年度は事業年度と同じである。

第15条(経費):本会の経費は支部補助費(本部経費)、支部会員ならびに賛助会

員の会費および寄付金などによる。

第16条(会費):本部に所属しない会員の年会費は次のとおりとし、役員選出時に2年分を納入する。

支部会員 500円/年 (2014年以降、2012年・2013年は750円/年) 賛助会員については別に定める。

- 第17条 (決算):会計の決算は会計年度終了後速やかに監査を経てその後最初に 行われる総会に報告しなければならない。
- 第18条 その他は本部会則に従う。
- 第19条(会則の改正):この会則の改正は総会の決議により行う。

(付則) 本会則は平成22年度から適用する。